

京都市職員共済組合公告第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則の制定について

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年9月30日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

第4条の見出し、様式第2号及び様式第14号中「給料」を「給料又は報酬」に改める。

第4条第2項中「給料」を「報酬（規程第5条第1項第1号ウに規定する報酬をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条第2項各号を次のように改め、号の細分を削る。

- (1) 報酬の額が月額で定められている者 当該月額
- (2) 報酬の額が日額で定められている者 当該日額の2.2倍に相当する金額

第4条第2項の次に次の1号を加える。

- (3) 報酬の額が時間給で定められている者 1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の5.2倍に相当する時間数を乗じた額を1.2で除して得た金額

第8条第2項中「給与支払機関」を「給与又は報酬等支払機関」に、「毎月給与支払日」を「毎月給与又は報酬等支払日」に、「給与等」を「給与又は報酬等」に改める。

第8条第3項中「給与等から控除」を「給与又は報酬等からの控除」に改める。

第8条第3項、第18条第1項及び様式第2号中「給料その他の給与」を「給

料その他の給与若しくは報酬等」に改める。

様式第1号の<記入上の注意>(3)以下に「(4)「給料月額」について、令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((職給号給)の記入は不要です。)」を加える。

様式第2号中「給与支給機関」を「給与(又は報酬)支給機関」に改める。

様式第3号の(注)⑨の次に次のように加える。

- ⑩ 令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)